

日本司法支援センター

法テラス日本司法支援センター 大阪地方事務所だより No.164

法テラスの法律相談あれこれ

日本司法支援センター大阪地方事務所 副所長 大東 恭治

法テラスの法律相談は、①センターの事務所(大阪では会館)、②登録弁護士の事務所、③指定相談場所、④出張、⑤巡回があります。いずれも、相談者との面談相談であります。新型コロナウイルス感染症のまん延状況に鑑み、本年5月1日付理事長決定により、電話等法律相談援助を実施しております(なお、「等」はリモートを予定しています)。この取扱いは、来年3月31日まで延長となっております。

今回は、この電話等法律相談と近時利用が増えています④出張相談について説明します(③指定相談場所、⑤巡回相談については月刊大阪弁護士会2020年10月号をご参照ください)。

1 電話等法律相談

新型コロナウイルス感染症拡大状況から、面談での相談に不安がある、高齢者・基礎疾患がある方等感染リスクが高いといった場合に、ご利用ください。延長により、来年3月31日まで実施します(11月現在)。

- (1) 当センターからの配転による相談(多くは会館でのセンター相談)の場合は、希望を聴取して調整します。DV等被害者相談援助も対象です(次の(2)は対象外)。
- (2) 当センターからの配転によらない、事前届出制事務所相談(いわゆる持込型事務所相談)もあります。これは、前記②登録弁護士の事務所での相談を、弁護士は事務所にて、相談者との間で、電話・リモートで法律相談を実施していただくものです。当初は、法律相談実施の適正等の観点から、事前届出書の提出をお願いしておりましたが、その後不要との運用を10月30日までの期間限定で始め、延長して本年12月31日までとなっております(なお、本稿執筆時です。今後事前届出書不要との運用が、更に延長されていることもあります。法テラスからの案内FAXにご留意ください)。 ※

ただし、持込型事務所相談は、**相談実施日から5営業日以内に**、援助申込書、相談票を法テラスに提出してください。確認署名欄への本人の自署は不要です。面談の事務所相談の場合は、実施日から1か月以内の提出厳守(いまだ、期限徒過、自署なしの提出が散見されます。く

れぐれも遵守ください。)ですが、電話等の事務所相談の場合は、実施日から**5営業日以内**です。お間違いのないようにしてください。

2 出張相談

超高齢社会を反映して、また弁護士会のアウトリーチの進展から、出張相談が増加しています。出張相談は、次のいずれかの要件を満たしていることが必要で、かつ**必ず前日までに**事前申請をしてください。

要件は、①65歳以上の高齢者、②心身に重度又は中度の障害のある方、③既設相談所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する方、④その他やむを得ない事情のある方(例えば、長期入院、長期自宅療養など)。

また、出張相談は、対象者の居住場所のほか、①入院又は療養する病院、施設、②入所又は通所する福祉施設、③公共機関の施設、④地方事務所長が適当と認める場合(例えば、喫茶店やファミレスなどは適当と認めない場合があります。)で実施できます。

以前は、援助申込書(法律相談票)に、事前申請がなくとも出張相談した旨の記載があれば、相談料のみをお支払いする取扱いを一部しておりました。しかし、細則上、出張相談は事前申請が必須であることから、これを遵守し、本年9月1日より、事前申請をされずに援助申込書(法律相談票)を提出されても、相談料・出張手当はお支払いできません。ご留意、ご理解ください。

※事前届出書の不要の運用は令和3年3月31日まで延長されています。(令和3年1月末現在)